



第2章 法人課税

2-1 オープンイノベーションに係る措置の創設

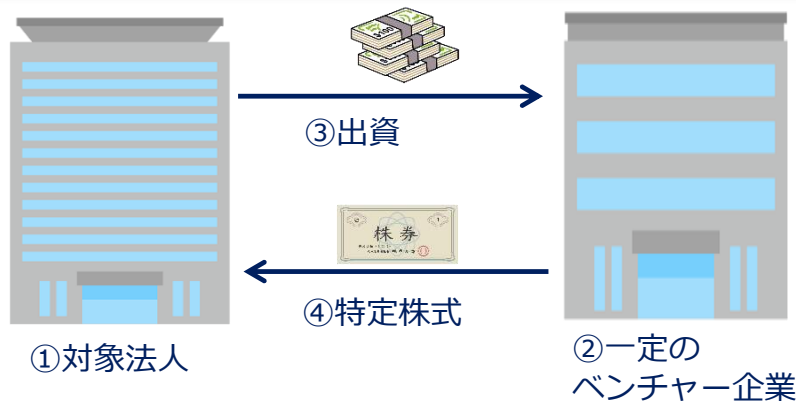


【制度の概要】

対象法人が、一定のベンチャー株式（**特定株式**）を取得し、その取得した日を含む事業年度末まで有し、**特別勘定として経理**したときは、その事業年度の所得金額を上限に、その株式の取得価額の25%以下の金額を**損金算入**できる。**2020年4月1日から2022年3月31日までに取得した特定株式**に適用する。

【背景】

人口減少と少子高齢化が進む中、中長期的な成長のためイノベーションの促進が必要不可欠。そこで、従前の閉鎖的でコストの高い自己開発にこだわることなく、内部資金や技術を有効に活用しイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働して技術革新を進める企業の前向きな行動を税制面で後押しするもの。



①対象法人の要件

- ベンチャー企業に直接又は一定の要件を満たす投資事業有限責任組合を通じて出資を行う国内の事業会社
- 青色申告書を提出する法人
- 特定事業活動を行う法人※

※自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう

②ベンチャー企業（特別新事業開拓事業者）の要件

- 産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う法人
- 設立後10年未満の株式会社（新規設立を除く） 他

③出資条件

出資による払込金額が1億円以上であること（適用上限あり）

（中小企業者は1,000万円以上、外国法人は5億円以上）

※中小企業者とは資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本を有しない法人であれば常時使用する従業員が1,000人以下のものをいう

④特定株式の要件

- 一定の要件を満たす経済産業大臣の証明があること
- 特別新規事業開拓事業者の交付する株式であること 他

2-2 大企業の研究開発税制等の税額控除の適用要件の見直し



企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も消極的な**大企業**に対し、研究開発税制等の**租税特別措置の適用を停止する措置が強化**されます。

<現行>

概要	<p>大企業(※)が、2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度において下記の要件のいずれにも該当しない場合には、その事業年度については、下記の租税特別措置における税額控除を適用することができない。</p> <p>(※)中小企業者又は農業協同組合等以外の法人をいい、中小企業者とは、資本金が1億円以下の法人(同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人を除く)、及び資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいう。</p>
適用の要件	<p>①継続雇用者に対する当期の給与等支給額 > 継続雇用者に対する前期の給与等支給額 ②当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額×10%</p> <p>ただし、所得の金額が前期の所得の金額以下の一定の事業年度にあつては、対象外とされる。</p>
対象となる租税特別措置	<ul style="list-style-type: none">・試験研究税制・地域未来投資促進税制・情報連携投資等の促進に係る税制

<改正後>

適用の要件	<p>上記表の適用の要件②を下記の通りとする。</p> <p>②当期の国内設備投資額 > 当期の減価償却費の総額×30%</p>
対象となる租税特別措置	<p>上記表の対象となる租税特別措置に、特定高度情報通信用認定等設備(5G)を取得した場合の特別償却または税額控除制度(仮称)を加える。</p>



2-3 大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の 税額控除の適用要件の見直し



〈制度の概要〉

青色の適用要件のうち、国内設備投資に関する要件について、国内設備投資額が「当期償却費総額の**90%以上**であること」から、「当期償却費総額の**95%以上**であること」に改正されました。

申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、適用要件を満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。

項目		改正前	改正後
適用要件	賃上げに関する要件	① 適用年度の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額	//
		② 適用年度の1人当たりの平均給与 \geq 前期の1人当たり平均給与×103%	//
	設備投資に関する要件	適用年度の国内設備投資額 \geq 適用年度の減価償却費総額× 90%	適用年度の国内設備投資額 \geq 適用年度の減価償却費総額× 95%



2-4 交際費等の損金不算入制度の見直し・延長



交際費等の損金不算入制度の適用期限が**2年**延長され、**2022年3月31日**まで適用となりました。また、交際費の損金算入の特例について、見直しが行われました。

交際費等の損金算入の特例は以下のとおりであり、このうち①について見直しが行われました(特例適用にあたっては、中小法人は①・②の選択適用、中小法人以外は①のみになります)。

① 接待飲食費の50%の損金算入の特例

接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から、その**資本金の額等が100億円を超える法人**が除外されることとなりました。

② 中小法人の定額控除限度額（年800万円）までの損金算入の特例

2-5 特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設（5G投資促進税制）



一定の青色申告法人が、「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」に基づき、一定の設備（いわゆる**5G設備**）投資を行った場合には、**特別償却又は税額控除**ができる制度が創設されます。

適用要件	<p>①青色申告書を提出する法人</p> <p>②一定のシステム導入を行う「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」の「認定特定高度情報通信等システム導入事業者（仮称）」に該当すること <small>※「一定のシステム導入」とは、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の認定導入計画（仮称）に従って実施される同法の特定高度情報通信等システム（仮称）の導入で、その早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものをいう。</small></p> <p>③対象資産の取得等をし、国内にある事業の用に供すること</p>	
対象資産	<p>①対象資産：特定高度情報通信用認定等設備 <small>※「特定高度情報通信用認定等設備」とは、その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、一定のシステム導入の用に供するための一定のものをいう。</small></p> <p>②取得期間：「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）」の施行の日から2022年3月31日までの間</p>	
税制措置内容 (選択適用)	特別償却	税額控除
	取得価額×30%	取得価額×15% （法人税額×20%上限）
その他留意点	<p>①法人住民税、法人事業税の取扱いについて 特別償却を選択適用した場合は、法人住民税、法人事業税に適用 税額控除を選択適用した場合は、中小企業者等に係る法人住民税にのみ適用（大法人、中小法人等に係る法人住民税には適用なし）</p> <p>②固定資産税について 新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、最初の3年間の課税標準を価格の2分の1とする特例措置が2022年3月31日まで講じられます <small>※固定資産税の特例措置については、上記の法人税の特例とは、異なる適用要件が定められています。</small></p>	



2-6 連結納税制度の見直し グループ通算制度への移行



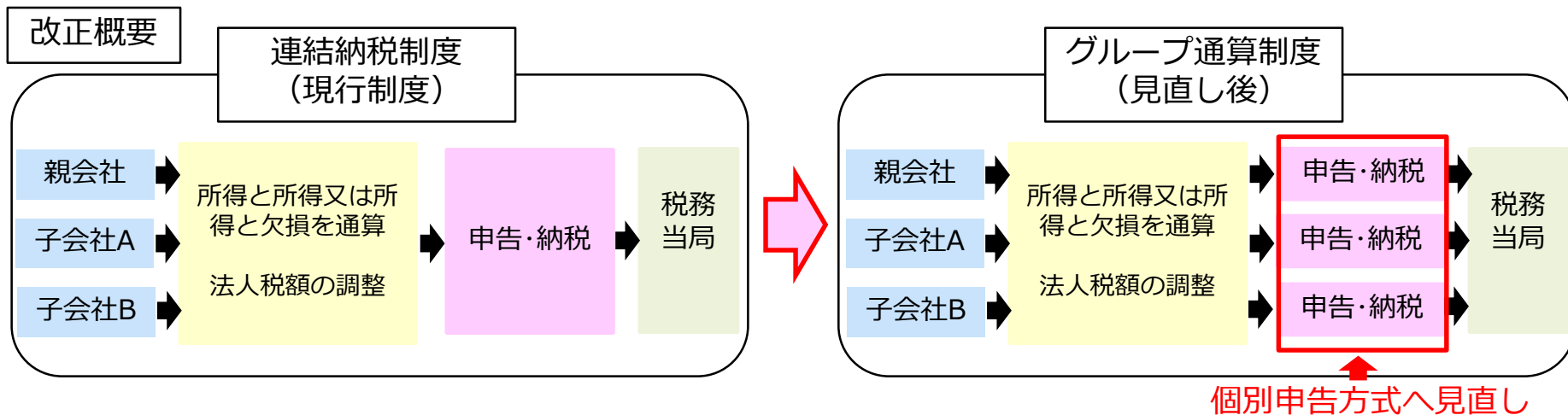
1. 改正の概要

連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行する。

事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」に見直しを行う。

この際、機動的な事業再編を後押しするため、**グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金の切り捨てる対象を縮小**するなどの見直しを行う。

また、グループ経営の実態に即した税制とするため、**研究開発税制や外国税額控除等、グループ全体で活用されるべき税制措置の取り扱いや、既存の連結納税適用グループの親会社繰越欠損金の取り扱いは維持**する。



2. 適用時期

2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

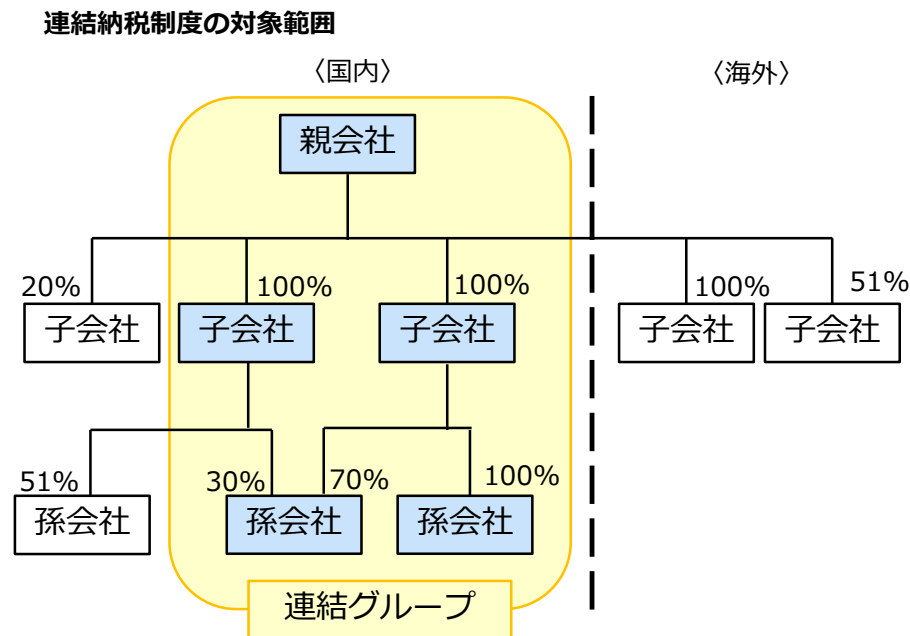
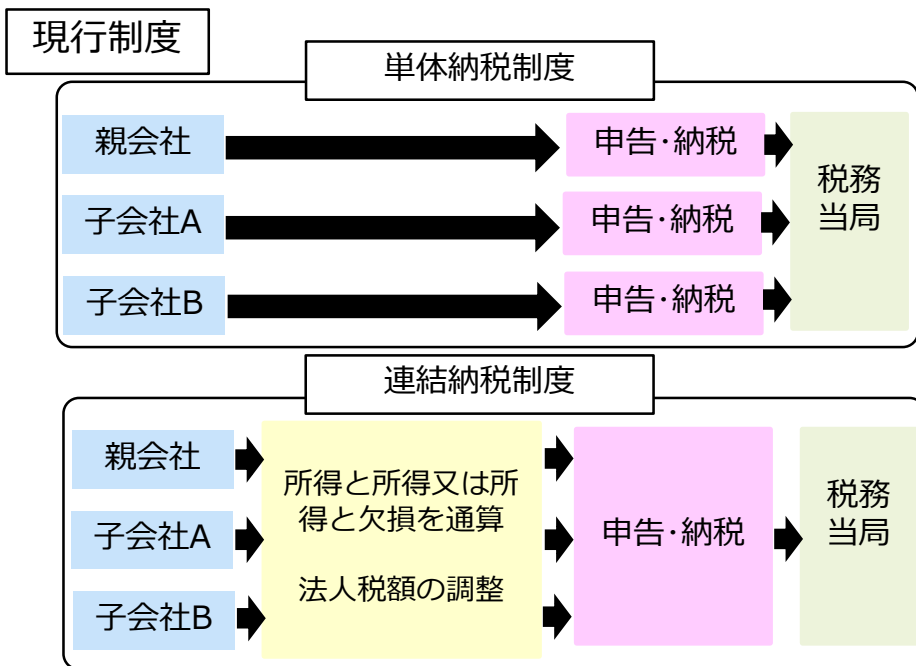


2-6 連結納税制度の見直し グループ通算制度への移行



○連結納税制度の概要

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く） 選択制（一旦選択した場合は、原則として継続して適用）
申告・納付	<ul style="list-style-type: none"> 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）
所得、税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出 税率は、23.2%
時価評価課税 ・欠損金の制限	<ul style="list-style-type: none"> 連結納税の開始又は連結グループへの加入時に、原則として、開始時の子法人及び加入法人の資産を時価評価 開始・加入前に生じた子法人の欠損金は、原則、切り捨て 一定の子法人については、時価評価課税及び欠損金切り捨ての対象外





2-7 グループ通算制度への移行にあわせた単体納税制度の見直し



【概要】グループ通算制度への移行にあわせて、単体納税制度で次の見直しが行われます。

項目	内容	改正前	改正後
受取配当等の 益金不算入	関連法人株式等の 控除負債利子の計算	原則法または簡便法	関連法人株式等の配当×4% (その事業年度に支払う負債利子 ×10%を上限)
	関連法人株式等と 非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合で 判定	100%グループ内の法人全体の 保有割合で判定
寄附金の 損金不算入	損金算入限度額の計算に おける資本基準額	税務上の資本金等の 額	会計上の資本金の額と資本準 備金の額の合計額
貸倒引当金	一括評価金銭債権の 設定対象になる金銭債権	100%グループ内の法 人間の金銭債権を含 む	100%グループ内の法人間の 金銭債権を除外
資産の譲渡 に係る特別 控除	収用換地等があった場合の 定額控除限度額(年5,000万 円)	各法人ごとに除限度 額まで利用可	100%グループ内の法人全体で 限度額まで利用可能

【適用時期】 **2022年4月1日以後**開始する事業年度から適用する。

2-8 企業版ふるさと納税の拡充・延長



〈改正の概要〉

企業版ふるさと納税は、青色申告書を提出している法人が、2020年3月31日までの間に特定寄附金(認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体が行った、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金)を支出する場合に適用できる制度である。

今回、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点からの改正で、具体的には、現在の減税の割合が寄付額の約6割が上限となっていたのを、**約9割まで引き上げられる**。また、**適用期間も5年間(2025年3月31日まで)延長**される。

さらに、現在は認定地方公共団体が事業を行い、その事業費を確定させた後に支出する寄附金が対象であったが、今回、**事業費の確定前に支出する寄附金も対象**になり、より寄附しやすくなる。

寄附金支出額	現行	国税+地方税 (約3割)	①法人住民税 +②法人税 (2割)	③法人 事業税 (1割)	企業負担 (約4割)
		損金算入による通常の軽減	税額控除による軽減		税額控除による軽減 (3割) 拡充
	改正後	国税+地方税 (約3割)	①法人住民税 +②法人税 (4割)		③法人事業税 (2割) 企業負担 (約1割)

※ 税額控除の軽減額に対して、各税目ごとに控除額の上限が以下のように定められている。

- ①法人住民税：法人住民税の法人税割額×20%
- ②法人税：法人税額×5%
- ③法人事業税：法人事業税額×20%



2-9 中小企業者等の少額減価償却資産の

取得価額の必要経費算入の特例の見直し・延長



▽現行・・・青色申告書を提出する中小企業者等が、**2020年3月31日**までに取得した**取得価額30万円未満**の減価償却資産は、**合計300万円**を限度に**即時償却(全額損金算入)**することが認められています。



▽**適用期限の延長**・・・適用対象者を見直した上で、**適用期間が2022年3月31日取得まで**延長されます。

▼現行の適用対象者とは？

青色申告書を提出する**中小企業者等**が該当します。

中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、次の(1)及び(2)の法人をいいます。

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次のいずれにも該当しない法人
 - ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
 - ② 複数の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人
- (2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が**1,000人以下**の法人
ただし、2019年4月1日以後に開始する事業年度において、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超えるもの（適用除外事業者）を除きます。



▼適用対象者の見直し(縮小)

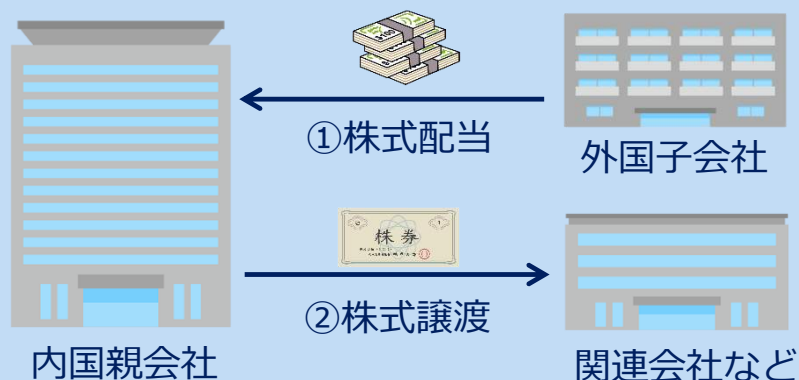
適用対象者から下記の中小企業等が除かれます。

- ・ **連結法人**
- ・ **常時使用する従業員の数が500人以下 (現行は1,000人以下)**

2-10 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を

組み合わせた租税回避への対応

▼改正前のスキーム



①株式配当

日本の親会社が、外国子会社の発行済株式等の25%以上の株式等を配当等の支払義務が確定する日以前6月以上継続保有している場合、**外国子会社配当益金不算入制度により配当金の95%が益金不算入とされる。**

②株式譲渡

日本の親会社では、配当により時価が下落した**外国子会社の株式の譲渡損失**が生じる。

▼改正の概要

配当決議日に特定支配関係（50%超の支配関係）を有する**特定関係子法人から受け取る配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える**場合には、対象配当金額のうち**益金不算入相当額を、特定関係子法人の株式等の帳簿価額から引き下げる**こととする。

▼適用除外

- ① 特定関係子法人が内国普通法人で、法人設立から特定支配関係が生じるまでの間発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人等や居住者に保有されていた場合
- ② 特定支配関係の発生後に生じた利益剰余金から行われた配当
- ③ 特定支配関係の発生日から10年を経過した日以後の配当
- ④ 事業年度中の対象配当金額が2,000万円以下の場合